

民間教育訓練機関等による離職者等の委託訓練の実施に係る企画書募集要領

1 総則

大分県が実施する民間教育訓練機関等を活用した委託訓練の実施に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務の目的及び内容

- (1) 実施する全ての職業訓練において、訓練受講者全員が、職業訓練を受講したことにより就職できるようになることを目的とする。
- (2) 民間教育訓練機関等を活用した離職者訓練の実施の内容は、別添「仕様書（介護福祉士及び保育士のコース／デジタル人材養成科／その他のコース）のとおりとする。

3 参加資格

企画競争への参加は、次の各要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること、及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - b 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - c 暴力団員が役員となっている事業者
 - d 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - e 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - f 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - g 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - h 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 教育訓練機関等のこれまでの事業実績等を鑑み、安定した事業運営が可能と認められる者であること。具体的には、職業訓練の水準維持のため、受託しようとするカリキュラムと同等の教科内容を定員数で実施したことがあること。
- (5) 国家資格の取得など正社員就職に優位な職業訓練として、以下に該当する職業訓練を実施するものであること。
 - イ 公的職業資格のうち国家資格（業務独占資格・名称独占資格）の取得を訓練目標とするもの
 - ロ 経済産業省により公表されている「ＩＴスキル標準（ＩＴＳＳ）」において「上

位者の指導の下に、要求された作業を担当する」ことが出来ることとされているレベル2相当以上の資格取得を目標とするもの

ハ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年文部科学省告示第133号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの

ニ 学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指すもの

（6）事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、職業訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であること。具体的には、次の要件を全て満たしていること。

イ 原則として大分県が定めた定員設定が可能であること。

ロ 訓練運営に当たって、施設・設備及び訓練指導体制等の訓練全般に係る責任者1名を訓練開設校舎ごとに配置でき、また受講者からの問い合わせ等に常時対応する窓口としての事務担当者を1名以上配置できる体制が講じられていること。

ハ 教室は、全面禁煙であること。また、自習用教室を確保する場合も同様であること。

ニ カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、上記イ、ロのほか、次の要件を全て満たしていること。

① パソコンについては、1人1台の割合で設置されていること。

② ソフトウェアについては、使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。

ホ 介護訓練の場合は、原則として5人に1台以上のベッドの割合であること。

ヘ 上記イ、ロのほか、次の要件を全て満たしていること。

① 委託業務企画競争参加申込書を提出した機関であること。

② 養成施設の基準を満たしていること。

③ 過去の実績※において、正社員就職率80%以上であること（ただし、介護福祉士、保育士の訓練コースについては、当面の間、就職率80%以上を基準とする。）

④ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の7第4号に規定する専門実践教育訓練の運営における不適正な行為等により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者でないこと。

※過去の実績については別紙1を参照

（7）職業訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師が、講座を適正に運営するために十分確保されていること。具体的には、次の要件を全て満たしていること。

イ 講師は、実技にあっては受講生15人までは1人（デジタル分野に係る技能等を付与する訓練コースは20人に1人以上）、15人を超えるときは2人以上（助手を含む。）の配置を標準とし、学科にあっては受講生30人までは1人の配置を標準とすること。

ロ 講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法第30条の2

第2項の規定に該当する者等であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者（担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、又は、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能な者を含む。）であること。

- （8）実施しようとする教育訓練の目的・目標、カリキュラム内容、実施時間、実施場所等が、求職者の職業能力の開発及び向上に資する職業訓練であって、真に就業に必要な職業訓練と認められるとともに、適切な実施及び受講が可能なこと。具体的には、次の要件を全て満たしていること。

イ カリキュラム内容が、教育訓練の目標、仕上がり像と整合性を有するものであること。

ロ 教育訓練の目標、仕上がり像及びカリキュラム内容が真に就業に資するための技能・技術の習得であること。

ハ 訓練期間は、12月（1年）以上24月（2年）以下とすること。

α 1年間の総訓練時間は1,400時間以上とすること。ただし、次のいずれかに該当すれば、1年間の総訓練時間は700時間以上で可とする。

①国家資格（業務独占・名称独占資格）に係る法律に基づき養成施設に指定されている機関において1年以上の習得を必要とされているもの

②文部科学大臣が認定する職業実践専門課程であるもの

③学校教育法に基づく専門職大学院における専門職学位課程であるもの

④訓練実施機関の一般の受講者における直近2年間の国家資格等の合格率が概ね全国平均以上であるもの

β 訓練時間（入校式、修了式及び公共職業安定所における就職支援を受ける時間等を除き訓練として行う時間。ただし、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングについては、訓練時間に含めて差し支えない。）は、正数で算定すること。

- （9）職業訓練サービスの質向上を目指す「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（平成23年策定）を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を修了し、委託契約を締結する日において有効な受講証明書を有する者が受託機関に在籍していること又はISO29993（公式教育外の学習サービス—サービス要求事項）及びISO21001（教育機関—教育機関に対するマネジメントシステム—要求事項及び利用の手引き）を取得していることを委託の原則とする。

なお、長期高度人材育成コースについては、当面の間、当該ガイドライン研修等の受講要件は適用しないこととする。

また、平成30年度より実施している「公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」について、同認定の取得を委託の際の加点要素とするので、訓練の質の向上に努めること。

- （10）次のいずれの事項にも該当しない者であること。

イ 教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった者。

- ロ 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、委託先機関とすることが相応しくないとは大分県が判断した者又は判断する者。
 - ハ 大分県が行う就職状況調査において不正受給となった者であって、当該不正行為に係る処分を通知した日から5年以内の期間を経過していない者。また、関係する本・支店等が国や他の都道府県から同様の処分を受け、処分を通知した日から5年以内の期間を経過していない者。
 - ニ その他公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと大分県が判断した者又は判断する者。
- (11) 職業訓練を実施するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利、利益を侵害することがないような管理・運営を行うことができる機関であること。

4 企画書の提出書類、提出部数及び提出期限等

(1) 提出書類及び提出部数

企画書として提出が必要な書類の種類及び提出部数は、各仕様書に記載のとおりとする。

(2) 提出期限等

イ 提出期限

令和8年11月4日(水) 17時必着

ロ 企画書の提出先

大分県商工観光労働部産業人材政策課
職業能力開発班

ハ 提出方法

直接(持参)又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は提出期限内に必着となるよう留意すること。

ニ 提出に当たっての留意事項

(イ) 各仕様書により企画書を作成・提出すること。

(ロ) 企画書は、真に実施可能な訓練科の数を踏まえて提出すること。

なお、訓練科目については、別紙「令和9年度委託訓練内容一覧」から選択すること。

(ハ) 受付時間は、平日の10時から17時までとする。また、持参する場合は事前に連絡の上持参日時を調整すること。

(ニ) 提出された企画書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

(ホ) 提出された企画書は、提出者に無断で使用しない。

(ヘ) 虚偽の記載をした企画書は、無効とする。

(ト) 参加資格を満たさない者が提出した企画書は、無効とする。

(チ) 上記(1)に示す全ての書類が提出されない場合は、審査の対象としない。

(リ) 企画書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

5 評価の実施

- (1) 提出された企画書の内容等を確認するため、下記(2)の評価を行う前に、職員

による実態調査を行うことがある。

- (2) 大分県が設置する企画競争審査委員会により、「民間教育訓練機関等による離職者等の委託訓練の実施に係る企画書等評価の視点・得点表」に基づき、各項目別に評価を行い、業務の目的に合致し、かつ、評価の高い企画書を選定し、契約候補者とする。

なお、評価点が45点未満（デジタル分野の場合は50点未満）の場合は、契約候補対象外とするが、企画競争審査委員会による協議の結果により、契約候補者とする場合がある。

6 契約の締結

評価結果通知後速やかに、大分県は、契約候補者から見積書を徴取し、記載された内容と予定価格を比較検討し、適切であると認めた場合には、実施する訓練科に係る受講者数が確定次第、契約候補者と契約書を締結する。

なお、大分県は契約を締結することとした契約候補者に対し、契約締結前であっても、訓練に係る日程調整及びカリキュラムの作成を依頼する場合がある。

7 その他

- (1) 当該委託訓練の実施は、令和9年度大分県当初予算の可決成立及び大分県と国との協議が整うことを前提とする。
- (2) 企画書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

以上

委託条件となる「過去の実績」の考え方について

・国が定める実施要領により、長期高度人材育成コースにおいては、委託先の条件として「過去の実績において正社員就職率 80%以上」であることが必要（保育士・介護福祉士養成科については、「就職率 80%以上」）。

＊「正社員」：雇用契約において雇用期間の定めがない又は 4 か月以上の雇用期間が定められている者で、勤め先で正社員・正職員などと呼称されている正規雇用労働者

1. 委託訓練の実績が無い場合

・一般の受講生を対象として算定し、下記のいずれかに該当すれば、条件を満たす。

- ①R7 年度の実績が 80%以上
- ②R6 年度と R7 年度の平均実績が 80%以上

2. 委託訓練の実績が直近 1 年のみの場合

・下記の考え方のいずれかに該当すれば、条件を満たす。

- ①R7 年度における委託訓練生の実績が 80%以上
- ②R7 年度における委託訓練生と一般の受講生を合わせた実績が 80%以上
- ③R7 年度における委託訓練生の実績と、R6 年度における一般の受講生の実績との平均が 80%以上

3. 委託訓練の実績が 2 年分ある場合

・委託訓練生を対象として算定し、下記のいずれかに該当すれば、条件を満たす。

- ①R7 年度の実績が 80%以上
- ②R6 年度と R7 年度の平均実績が 80%以上

＊計算式は、公募様式 10 を参照。